青い森信用金庫合併も周年記念

森信用金利

利率(利回り) 店頭表示利回りの ※金融情勢などの変化により変更する場合があります

11111

おかげさまで青い森信用金庫は、合併5周年を迎えます。 今後も、「感謝」の気持ちを忘れず、地域の皆様のお役に立てるよう、がんばります!!!

期間限定平成26年10月6日(月)~平成26年12月30日(火)

掛込期間/5年(60回)

対象/個人のお客さま

掛込金額/1万円以上10万円以内(1万円単位) ※但し、期間中であっても募集総額に達した時点で、 取扱いを終了致します。

森信用金庫

募集総額/30億円

[商品概要説明書] 青い森信用金庫合併5周年記念定期積金

平成26年10月6日制定

1. 商 品 名	青い森信用金庫合併5周年記念定期積金
2. 販 売 対 象	個人(個人事業主含む)
3. 取 扱 期 間	・平成26年10月6日(月)~ 平成26年12月30日(火) ・期間限定商品 但し、取扱期間中であっても募集総額に達した時点で取扱いを終了します
4. 契約期間	5年(60回のみ)
5. 募 集 総 額	30億円
6. 預 入 方 法	・掛金10,000円以上100,000円以内(10,000円単位) 但し、掛金は1先100,000円を限度とする ・毎月一定額を定められた日に払込みをしていただきます
7. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います
8. 利 息	
(1)適用金利	・「スーパー積金」の店頭表示利率(利回り)を3.0倍した利率を適用します
(2)給付補填金の支払方法	 ・契約時に証書に表示する約定利回りを満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います
(3)計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
9. 税 金	給付補填金には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税 5%)の税金がかかります
10.手 数 料	
11.付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による掛込みができます ・個人は定期性総合口座の担保定期積金に組入れすることができます
12.中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合または満期日において掛金総額に満たない場合は、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、 この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします
13.金利情報の入手方法	窓口へご照会ください
14.苦情処理措置・紛争 解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはリスク統括部(9時~17時、電話:0178-44-3579)にお申し 出下さい
	 ・紛争解決措置 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
15.その他参考となる べき事項	 ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)



